

2018年8月29日

公益財団法人日本バスケットボール協会

理事会 御中

公益財団法人日本バスケットボール協会

裁定委員会 委員長 伊 藤 鉄 男



委 員 合 田 雄治郎



委 員 渡 邊 健太郎



答 申 書

裁定事案：2018-002について、以下のとおり答申致します。

1 審議対象者

- (1) 永吉 佑也（1991年7月14日生、27歳。京都ハンナリーズ所属）
- (2) 橋本 拓哉（1994年12月3日生、23歳。大阪エヴェッサ所属）
- (3) 佐藤 卓磨（1995年5月10日生、23歳。滋賀レイクスターズ所属）
- (4) 今村 佳太（1996年1月25日生、22歳。新潟アルビレックス BB 所属）

2 主文

対象者4名に対し、いずれも本処分決定の日から1年間、公式試合への出場権を剥奪する。

3 認定事実

- (1) 対象者永吉は、2017年7月に、我が国のプロバスケットボールのトップリーグであるBリーグを運営する公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「JPBL」という。）に所属する京都ハンナリーズに入団し、現在同チームに選手として所属している。同人は、ユニバーシアード競技大会（2011年）、ウィリアム・ジョーンズカップ（2012年、2014年、2016年）、FIBA アジアカップ（2012年）、東アジアバスケットボール選手権大会（2013年、2017年）、FIBA アジアチャレンジ（2016年）及びFIBA バスケットボールワールドカップ 2019 アジア地区

1次予選（2018年）に、日本代表選手として選出されている。

対象者橋本は、2016年7月に、JPBLに所属する大阪エヴェッサに入団し、現在同チームに選手として所属している。同人は、ウィリアム・ジョーンズカップ（2018年）に日本代表選手として選出されている。

対象者佐藤は、2018年1月に、JPBLに所属する滋賀レイクスターズに入団し、現在同チームに選手として所属している。同人は、ウィリアム・ジョーンズカップ（2018年）に日本代表選手として選出されている。

対象者今村は、2017年11月に、JPBLに所属する新潟アルビレックスBBに入団し、現在同チームに選手として所属している。同人は、ウィリアム・ジョーンズカップ（2018年）に日本代表選手として選出されている。

(2) 対象者4名は、当協会（以下「JBA」という。）から選出され、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）の認定を経て、アジア・オリンピック評議会が主催する「第18回アジア競技大会（夏季大会）」（以下「本大会」という。）の日本代表選手として、2018年8月12日からインドネシア共和国のジャカルタに派遣された。

(3) 対象者4名は、本大会の開催期間中である同月16日午後10時（現地時間）ころ、ジャカルタの選手村から歓楽街（通称「ブロックM」）へタクシーで外出し、同日午後10時半ころから日本食店で飲食した。対象者4名の外出時の服装は、いずれも本大会日本代表選手団の公式ウェアであるTシャツ（左胸に日の丸及びオリンピックシンボル、背面に「JAPAN」の文字が付されたもの）及び長ズボン（裾に「JAPAN」の文字が付されたもの）であり、また、本大会の関係者に配付されるIDカードを首から吊していた。

対象者4名は、翌17日午前零時ころ、上記日本食店での飲食を終え、次に飲食する場所を探していたところ、付近の路上で現地の複数の女性から声を掛けられ、同女らと1人120万ルピア（日本円で約9,100円）の対価をもって買春行為を行うことに合意した。そして、女性4名（いずれも18歳未満であると認めるに足る証拠はない。）とともに徒歩でホテルに移動し、ホテル代40万ルピア（日本円で約3,000円）を各自負担の上、買春行為を行い、相手の女性に対しそれぞれ上記120万ルピアを支払った。

その後、対象者4名は、同日午前2時半ころ、タクシーで選手村に帰った。

4 判断の理由

(1) 本答申に至った経緯等

対象者4名は、上記3(3)の行為がJOCの「日本代表選手団としての行動規範」に違反することを理由に、JOCから2018年8月19日付けで本大会日本代表選手としての認定取消処分を受け、翌20日に帰国した。

対象者 4 名の上記行為に関し、同月 22 日、JBA 三屋裕子会長は、当裁定委員会（以下「当委員会」という。）に対し、JBA 裁定委員会規程（以下「裁定委員会規程」という。）第 10 条に基づき、調査・審議の上、懲罰案を答申するよう付託した。これを受け、当委員会は、JBA 基本規程（以下「基本規程」という。）第 45 条②に基づき、委員長が委員会を招集し、裁定委員会規程第 12 条に基づき対象者 4 名から事情聴取するとともに弁明の機会を与えるなどの調査を実施した上、審議を行い、本日、全員一致で本答申内容を決定した。

(2) 上記処分を相当とする理由

ア. 規程上の根拠

基本規程によれば、JBA は、「選手等」が「本協会、加盟・登録団体または選手等の名誉または信用を毀損する行為を行った場合」（第 166 条(2)）に懲罰を科すものとする、とされている。「選手等」には、JBA の「加盟チーム」に所属する選手が含まれる（第 2 条①）ところ、対象者 4 名が所属する各チームは、JBA が設置した JPBL に所属するチームである「加盟チーム」に該当し（第 63 条①(l)イ）、対象者 4 名は、この「選手等」に該当する。

イ. 上記 3 の認定事実の重大・悪質性

対象者 4 名は、上記 3 の認定事実をすべて認めており、事実関係に争いはない。

① 本件は違法な買春行為であること

対象者 4 名が行った買春行為は、日本国法上、売春防止法第 3 条（「何人も、売春をし、又はその相手方となってはならない。」）により違法行為とされているが、行為地であるインドネシアの法令においても、違法行為とされているものと解される。ただ、我が国では単純な買春行為に対する刑罰規定は設けられておらず、同様に、インドネシアの法令においても、刑罰規定が設けられているのは、未成年者（18 歳未満の者）との金銭授受を伴う買春行為や、道路・公園のような公共の場所（ホテルはこれに該当しない、と解されている。）における買春行為等に限られ、本件における買春行為は刑罰の対象ではない。

もっとも、本件買春行為は、刑罰の対象でこそないものの、女性の性を金銭で買うという行為で、社会的に厳しく非難されるべきものであり、とりわけスポーツにおけるインテグリティの観点からも極めて不適切な行為と言える。

② 本大会開催期間中の所為であること

本件買春行為は、本大会開催期間中に、開催地であるジャカルタにおいてなされたものである。本大会は、我が国においてオリンピックに次いで著名

で、国民の関心も高い国際総合競技大会であり、しかも、日本バスケットボール界にとっては、2020年東京オリンピック出場に向けて、日本代表チームの実力を世界に示すなど、大切な舞台と位置付けられていた。このような本大会の重要性に鑑みれば、対象者4名は、より自覚と責任感をもって代表選手として振る舞わなければならなかつたことは多言を要しないところである。

この点については、JOCの「日本代表選手団としての行動規範」にも、「我々は日本代表に選ばれた時点から、国民の大きな期待と注目を受ける存在となることを自覚する。アジア競技大会の開催前、大会中、さらに大会終了後も『日の丸』を胸に付けた、国の代表としての誇りを忘れない。」

「我々の競技活動には国民の税金を含む強化資金が提供されており、アジア競技大会への派遣は国費で賄われる。こうしたことからも国民の大きな期待に応えるには、競技での活躍だけでなく、競技を離れた場でも社会の模範となる行動を心がける。」「公人としてのあなたの行動は、すべての人が、常にどこかで見ていることを忘れてはなりません。」などとされている。なお、この点に関しては、「JBA行動規範」においても、「バスケットボールに関わるすべての者は、社会の一員であることを常に自覚し、法令を遵守し、社会的な規範に基づいて行動する。」等とされているところである。

以上から、日本代表選手である対象者4名が本大会開催期間中の深夜に開催地の歓楽街で本件買春行為に及んだことは、大きな非難に値する。

③ 公式ウェア着用時の所為であること

対象者4名は、一見して日本代表選手と分かるような、日本代表選手団の公式ウェアのTシャツ（左胸に日の丸及びオリンピックシンボル、背面に「JAPAN」の文字が付されたもの）及び長ズボン（裾に「JAPAN」の文字が付されたもの）を着用し、IDカードを首から吊したまま、現地で声を掛けられた女性とホテルへ向かい、本件買春行為に及んだ。外出時の公式ウェア着用自体が禁止されているものではないが、まさに代表選手のシンボルというべき公式ウェアを着用した以上は、出掛ける場所や、言動・振る舞いなど、日本代表選手にふさわしいものであることが要求されるのは当然であり、対象者4名の所為は、国民の期待に背く、「国の代表としての誇り」を忘れた恥知らずな行動というほかはなく、この点からも対象者4名の責任にはいつも重いものがある。

④ 小括

以上のように、日本代表選手である対象者4名は、極めて重要な本大会の開催期間中に、日本代表選手団の公式ウェアを着用して歓楽街に赴き、違法である本件買春行為に及んだものであり、日本代表選手として必要な誇りや

責任感が著しく欠如していたと言わざるを得ない。このような対象者 4 名の行為は、JBA、JPBL、各所属チーム並びに選手及び関係者等の名誉及び信用を毀損するものであり、さらに、日本のスポーツ界全体の名誉及び信用をも損なうものと言っても過言ではなく、世の中の納得を得られるような厳しい処分が必要であることは当然である。

ウ. 対象者 4 名について斟酌すべき事情

対象者 4 名は、本件発覚以来一貫して上記 3 の認定事実をすべて認め、JOC から日本代表選手の認定取消処分を受け、その結果、本大会開催期間中にもかかわらず本大会の選手村から退去させられ、帰国することとなった。さらに、対象者 4 名は、帰国後直ちに開かれた記者会見において、事実関係を認めた上で全面的に謝罪した状況等を詳細に報道されるなど、すでにある程度の社会的制裁を受けていると言える。また、当委員会の事情聴取においても、事実関係を認め、処分を JBA に全面的に委ねるなど、改悛の情が十分に窺われる。加えて、対象者 4 名は、22 歳から 27 歳までの比較的若いバスケットボール選手で、これまでの選手としての輝かしい実績やその将来性等を考え合わせると、再起の道を閉ざすべきではないと思料される。

エ. 具体的処分内容について

基本規程第 164 条②によれば、選手等に対する懲罰については、(1) 戒告 (2) 講責 (3) 罰金 (4) 没収（取得した不正な利益に関する）(5) 賞の返還 (6) 出場資格の停止（公式試合への出場権に関する。無期限または違反行為 1 件につき 1 年以内）(7) 資格の降格・剥奪（審判員ライセンス等のバスケットボールに関する資格に関する）(8) 公的職務の停止・禁止・解任（JBA または加盟・登録団体における公的職務に関する）(9) バスケットボール関連活動の停止・禁止（一定期間、無期限または永久的）(10) 除名の各処分があり、本件に対しては(1)ないし(3)及び(6) (9) (10)について該当可能性がある。しかし、それぞれの違反行為・結果と各処分内容との関係は、指導者によるセクハラ、パワハラ等に対する懲罰の指針を示した「指導者処分ガイドライン」（裁定委員会規程第 14 条）を除けば、特段の定めはない。

そこで、当委員会としては、JBA や他の競技団体の懲罰事例を参考し、できるだけ公正で説得力のある処分を行うのが相当であると考えた。しかしながら、本件と同種あるいは類似の懲罰事例は見当たらなかった。

よって、当委員会は、選手に対する処分ではないものの、JBA が最近処分したうちの比較的厳しい事例や、他の競技団体の事例であり処分の根拠規程が異なるものの、日本代表選手に対する事例等も参考にしたうえで、対象者 4 名についての上記認定事実及び情状に照らし、基本規程 164 条②(1)ないし(3)及び(6) (9) (10)の処分の中では、(1)ないし(3)では軽微に過ぎ、(10)では重過ぎるた

め、(6)及び(9)の処分について検討した。その結果、バスケットボールに関連する一切の活動を停止する((9))のは対象者4名の再起という点からあまりに酷であり、公式試合への出場権の剥奪((6))に留めるのが妥当と考えた。また、その期間についても、無期限では重過ぎ、かといって1年未満の数か月では軽いと言わざるを得ないことから、有期の上限である（基本規程第164条②(6)）1年間とするのを相当と認めた。

5. 結論

以上を総合し、当委員会は、対象者4名の行為は、基本規程第166条②「本協会、加盟・登録団体または選手等の名誉または信用を毀損する行為」に該当するものと認め、同規程第164条②(6)により、対象者4名に対し、いずれも本処分決定の日から1年間、公式試合への出場権を剥奪することが相当である、と考えた。

以上